

品川区結核定期病状調査事業実施要綱

制定 平成7年9月1日 区長決定

要綱第65号

(目的)

第1条 この要綱は、結核登録者（以下「登録者」という。）のうち公費負担医療制度または管理検診制度により病状の把握が困難の者につき、登録者の病状等を医療機関へ調査することにより、訪問指導等の結核対策の迅速化および円滑化を図り、もって結核の再発および二次感染の防止を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、保健所において公費負担医療制度または管理検診制度により病状を把握していない次の登録者（以下「調査対象者」という。）とする。

- (1) 結核患者届出書その他の情報により患者発生は把握しているが、医療費の公費負担申請が出されていない者
- (2) 医療費の公費負担承認期間が終了した後、再申請を行わなかった者
- (3) 治療を中断している者
- (4) 管理検診を要する対象者であって、保健所において検診結果が把握できていない者

(調査手続き)

第3条 保健所長は、調査対象者の病状について定期病状調査報告書および依頼書により医療機関等に照会する。

(患者の同意手続き)

第4条 病状の調査実施について予め患者本人の同意を得るものとする。

- 2 前項にかかわらず、居所不明等で本人との連絡がとれない場合でも、感染防止のため必要性が高いときには、病状調査を行う。

(調査費用の請求)

第5条 医療機関等は、定期病状調査報告書に次の書類を添えて、保健所長に費用を請求する。

- (1) 定期病状調査報告書作成費用請求書
- (2) 支払金口座振替依頼書

(費用負担)

第6条 保健所長は、定期病状調査報告書を提出した医療機関等の請求内容を調査し、適当と認めたときは、医療機関にその旨通知し、区長が別に定める費用を支払う。

付 則

この要綱は、平成7年8月1日から適用する。